

○ 金融商品取引業等に関する法律（平成十九年法律第五十一号）

改正案			現行		
別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係） (日本工業規格A4) (略) (第2面)			別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係） (日本工業規格A4) (略) (第2面)		
* 登録番号	財務(支)局長(金商)第 号(年月日)		* 登録番号	財務(支)局長(金商)第 号(年月日)	
* 金融商品取引法第30条第1項の認可	認可の有無	認可年月日	* 金融商品取引法第30条第1項の認可	認可の有無	認可年月日
1 法人・個人の別	法人	個人	1 法人・個人の別	法人	個人
(ふりがな) 2 商号又は名称			(ふりがな) 2 商号又は名称		
(ふりがな) 3 氏名			(ふりがな) 3 氏名		
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）	別添1のとおり		4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）	別添1のとおり	
5 法人であるときは、役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり		5 法人であるときは、役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり	
6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添3のとおり		6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添3のとおり	
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第6条第2項に規定する者を含む。）の氏名	別添4のとおり		7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第6条第2項に規定する者を含む。）の氏名	別添4のとおり	
8 業務の種類別	別添5のとおり		8 業務の種類別	別添5のとおり	
9 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添6のとおり		9 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添6のとおり	

改正案		現行	
10 他に行っている事業の種類	別添7のとおり	10 他に行っている事業の種類	別添7のとおり
11 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)	11 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)
	(加入する金融商品取引業協会の名称)		(加入する金融商品取引業協会の名称)
	(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)		(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)
12 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号		12 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号	
13 <u>第7条第3号イ、第3号の2イ及び第4号から第9号までに掲げる事項</u>	別添8のとおり	13 <u>第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項</u>	別添8のとおり
14 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金の名称		14 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金の名称	
(注意事項) 1～3 (略)		(注意事項) 1～3 (略)	
(略)		(略)	
(第7面)		(第7面)	
<u>(別添5：業務の種別)</u>		<u>(別添5：業務の種別)</u>	
商号、名称又は氏名		商号、名称又は氏名	
(年 月 日現在)		(年 月 日現在)	
<u>業務の種別</u>		<u>業務の種別</u>	
1 法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務 (年 月 日)		1 法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務 (年 月 日)	
2 法第28条第1項第1号の2に掲げる行為に係る業務 (年 月 日)		2 法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務 (年 月 日)	
3 法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務 (年 月 日)		3 法第28条第1項第3号イに掲げる行為に係る業務 (年 月 日)	
4 法第28条第1項第3号イに掲げる行為に係る業務 (年 月 日)		4 法第28条第1項第3号ロに掲げる行為に係る業務 (年 月 日)	
5 法第28条第1項第3号ロに掲げる行為に係る業務 (年 月 日)		5 法第28条第1項第3号ハに掲げる行為に係る業務 (年 月 日)	
6 法第28条第1項第3号ハに掲げる行為に係る業務 (年 月 日)		6 法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務 (年 月 日)	
7 法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務 (年 月 日)		7 有価証券等管理業務 (年 月 日)	
8 有価証券等管理業務 (年 月 日)		8 第二種金融商品取引業 (年 月 日)	
9 第二種金融商品取引業 (年 月 日)		9 投資助言・代理業 (年 月 日)	
10 投資助言・代理業 (年 月 日)		10 投資運用業 (年 月 日)	
11 投資運用業 (年 月 日)		(注意事項)	

改正案	現行																							
<p>(注意事項)</p> <p>1 <u>行おうとする業務の番号を○で囲むこと。</u></p> <p>2 <u>それぞれの業務について、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。</u></p> <p>3 <u>「11 投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行う場合には、「11 投資運用業（適格投資家向け投資運用業）」と記載すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(第11面)</p> <p>(別添8：第7条第3号イ、第3号の2イ及び第4号から第9号までに掲げる事項)</p> <p>商号、名称又は氏名</p> <p>(年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="205 643 1355 1242"> <thead> <tr> <th>第7条第3号イ、第3号の2イ及び第4号から第9号までに掲げる事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>有価証券関連業を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>2 <u>商品関連業務を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>商品投資関連業務を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>(1) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>競走用馬投資関連業務を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>4 <u>法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>5 <u>不動産信託受益権等売買等業務を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>6 <u>不動産関連特定投資運用業を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>7 <u>特定引受行為を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>8 <u>特定有価証券等管理行為を行う旨</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p><u>該当する番号を○で囲むこと。</u></p>	第7条第3号イ、第3号の2イ及び第4号から第9号までに掲げる事項	1 <u>有価証券関連業を行う旨</u>	2 <u>商品関連業務を行う旨</u>	3 <u>商品投資関連業務を行う旨</u>	(1) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨</u>	(2) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨</u>	(3) <u>競走用馬投資関連業務を行う旨</u>	4 <u>法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨</u>	5 <u>不動産信託受益権等売買等業務を行う旨</u>	6 <u>不動産関連特定投資運用業を行う旨</u>	7 <u>特定引受行為を行う旨</u>	8 <u>特定有価証券等管理行為を行う旨</u>	<p>1 <u>行おうとする業務の番号を○で囲むこと。</u></p> <p>2 <u>それぞれの業務について、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。</u></p> <p>3 <u>「10 投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行う場合には、「10 投資運用業（適格投資家向け投資運用業）」と記載すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(第11面)</p> <p>(別添8：第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項)</p> <p>商号、名称又は氏名</p> <p>(年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1426 643 2576 1203"> <thead> <tr> <th>第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>有価証券関連業を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>2 <u>商品投資関連業務を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>(1) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>競走用馬投資関連業務を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>4 <u>不動産信託受益権等売買等業務を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>5 <u>不動産関連特定投資運用業を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>6 <u>特定引受行為を行う旨</u></td> </tr> <tr> <td>7 <u>特定有価証券等管理行為を行う旨</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p><u>該当する番号を○で囲むこと。</u></p>	第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項	1 <u>有価証券関連業を行う旨</u>	2 <u>商品投資関連業務を行う旨</u>	(1) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨</u>	(2) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨</u>	(3) <u>競走用馬投資関連業務を行う旨</u>	3 <u>法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨</u>	4 <u>不動産信託受益権等売買等業務を行う旨</u>	5 <u>不動産関連特定投資運用業を行う旨</u>	6 <u>特定引受行為を行う旨</u>	7 <u>特定有価証券等管理行為を行う旨</u>
第7条第3号イ、第3号の2イ及び第4号から第9号までに掲げる事項																								
1 <u>有価証券関連業を行う旨</u>																								
2 <u>商品関連業務を行う旨</u>																								
3 <u>商品投資関連業務を行う旨</u>																								
(1) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨</u>																								
(2) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨</u>																								
(3) <u>競走用馬投資関連業務を行う旨</u>																								
4 <u>法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨</u>																								
5 <u>不動産信託受益権等売買等業務を行う旨</u>																								
6 <u>不動産関連特定投資運用業を行う旨</u>																								
7 <u>特定引受行為を行う旨</u>																								
8 <u>特定有価証券等管理行為を行う旨</u>																								
第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項																								
1 <u>有価証券関連業を行う旨</u>																								
2 <u>商品投資関連業務を行う旨</u>																								
(1) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨</u>																								
(2) <u>行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨</u>																								
(3) <u>競走用馬投資関連業務を行う旨</u>																								
3 <u>法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨</u>																								
4 <u>不動産信託受益権等売買等業務を行う旨</u>																								
5 <u>不動産関連特定投資運用業を行う旨</u>																								
6 <u>特定引受行為を行う旨</u>																								
7 <u>特定有価証券等管理行為を行う旨</u>																								

改正案		現行	
別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係） (略) (日本工業規格A4) (第2面)		別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係） (略) (日本工業規格A4) (第2面)	
* 登 録 番 号	財務(支)局長(登金)第 号(年 月 日)	* 登 録 番 号	財務(支)局長(登金)第 号(年 月 日)
(ふ り が な)		(ふ り が な)	
1 商 号 又 は 名 称		1 商 号 又 は 名 称	
2 資本金の額、基金の総額又は出資の総額	別添1のとおり	2 資本金の額、基金の総額又は出資の総額	別添1のとおり
3 役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称	別添2のとおり	3 役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称	別添2のとおり
4 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添3のとおり	4 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添3のとおり
5 本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地	別添4のとおり	5 本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地	別添4のとおり
6 他に行っている事業の種類	別添5のとおり	6 他に行っている事業の種類	別添5のとおり
7 登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添6のとおり	7 登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添6のとおり
8 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名	別添7のとおり	8 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名	別添7のとおり

改正案		現行	
9	<p>手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称</p> <p>(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)</p> <p>(加入する金融商品取引業協会の名称)</p> <p>(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)</p>	9	<p>手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称</p> <p>(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)</p> <p>(加入する金融商品取引業協会の名称)</p> <p>(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)</p>
10	<p>会員等となる金融商品取引所の名称又は商号</p>	10	<p>会員等となる金融商品取引所の名称又は商号</p>
11	<p>金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号</p>	11	<p>金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号</p>
12	<p><u>第44条第4号、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項</u></p> <p>別添8のとおり</p>	12	<p><u>第44条第4号及び第6号から第9号までに掲げる事項</u></p> <p>別添8のとおり</p>
<p>(注意事項)</p> <p>「*登録番号」欄には、記載しないこと。 (略)</p> <p>(第11面)</p> <p><u>(別添8：第44条第4号、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項)</u> 商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p>		<p>(注意事項)</p> <p>「*登録番号」欄には、記載しないこと。 (略)</p> <p>(第11面)</p> <p><u>(別添8：第44条第4号及び第6号から第9号までに掲げる事項)</u> 商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p>	
<p><u>第44条第4号、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項</u></p>		<p><u>第44条第4号及び第6号から第9号に掲げる事項</u></p>	
<p><u>1 法第33条の2第1号又は第2号に掲げる行為を業として行う旨</u></p> <p><u>2 法第33条第2項第5号に掲げる取引について、同号に定める行為を業として行う旨</u></p> <p><u>3 商品関連業務を行う旨</u></p> <p><u>4 商品投資関連業務を行う旨</u></p> <p><u>(1) 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨</u></p> <p><u>(2) 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨</u></p> <p><u>(3) 競走用馬投資関連業務を行う旨</u></p> <p><u>5 法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨</u></p> <p><u>6 不動産信託受益権等売買等業務を行う旨</u></p> <p><u>7 不動産関連特定投資運用業を行う旨</u></p>		<p><u>1 法第33条の2第1号又は第2号に掲げる行為を業として行う旨</u></p> <p><u>2 法第33条第2項第5号に掲げる取引について、同号に定める行為を業として行う旨</u></p> <p><u>3 商品投資関連業務を行う旨</u></p> <p><u>(1) 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨</u></p> <p><u>(2) 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨</u></p> <p><u>(3) 競走用馬投資関連業務を行う旨</u></p> <p><u>4 法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨</u></p> <p><u>5 不動産信託受益権等売買等業務を行う旨</u></p> <p><u>6 不動産関連特定投資運用業を行う旨</u></p>	
<p>(注意事項)</p>		<p>(注意事項)</p> <p>行おうとする業務の番号を○で囲むこと。</p>	

改正案	現行
<u>行おうとする業務の番号を○で囲むこと。</u>	

改正案	現行																
別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）	別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）																
(略)	(略)																
1 業務の状況	1 業務の状況																
(略)	(略)																
(12) 分別管理の状況	(12) 分別管理の状況																
① 顧客分別金信託の状況	① 顧客分別金信託の状況																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近差替計算基準日の顧客分別金必要額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末日現在の顧客分別金信託額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末日現在の顧客分別金必要額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		金 額	直近差替計算基準日の顧客分別金必要額		期末日現在の顧客分別金信託額		期末日現在の顧客分別金必要額		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近差替計算基準日の顧客分別金必要額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>顧客分別金信託額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末日現在の顧客分別金必要額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		金 額	直近差替計算基準日の顧客分別金必要額		顧客分別金信託額		期末日現在の顧客分別金必要額	
	金 額																
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額																	
期末日現在の顧客分別金信託額																	
期末日現在の顧客分別金必要額																	
	金 額																
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額																	
顧客分別金信託額																	
期末日現在の顧客分別金必要額																	
(注意事項)	(注意事項)																
「直近差替計算基準日の顧客分別金必要額」の欄には、当期末現在における顧客分別金信託額（顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の額をいう。2において同じ。）の算出の基準となる差替計算基準日（第141条第1項第7号に規定する差替計算基準日をいう。）における顧客分別金必要額（第141条第1項第6号に規定する顧客分別金必要額をいう。）を記載すること。	<p>1 「直近差替計算基準日の顧客分別金必要額」の欄には、当期末現在における顧客分別金信託額の算出の基準となる差替計算基準日における顧客分別金必要額を記載すること。</p> <p>2 「顧客分別金信託額」の欄には、当期末現在における顧客分別金信託額を記載すること。</p>																
② 有価証券の分別管理の状況	② 有価証券の分別管理の状況																
(略)	(略)																
(注意事項)	(注意事項)																
<p>1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関をいう。以下この様式において同じ。）として振替口座簿により自己の固有財産と分別して管理している有価証券について記載すること。</p> <p>2 保護預り等有価証券と受入保証金代用有価証券（法第119条第5項の規定により同条第2項に規定する取次証拠金若しくは同条第3項に規定する委託証拠金に充てられる有価証券又は法第161条の2第2項の規定により同条第1項に規定する金銭に充てられる有価証券をいう。）とに分けて記載すること。</p> <p>3 株券については株数、受益証券（第130条第2項に規定する受益証券をいう。（12）③及び（12-2）において同じ。）については口数、債券及びその他については額面金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。</p>	<p>1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関として振替口座簿により自己固有財産と分別して口座管理している有価証券について記載すること。</p> <p>2 保護預り等有価証券と受入保証金代用有価証券（法第119条第5項の規定により同条第2項に規定する取次証拠金若しくは同条第3項に規定する委託証拠金に充てられる有価証券又は法第161条の2第2項の規定により同条第1項に規定する金銭に充てられる有価証券をいう。）とに分けて記載すること。</p> <p>3 株券は株数、受益証券は口数、債券及びその他は額面金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。</p>																
③ 有価証券の分別管理の状況（管理場所別）	③ 有価証券の分別管理の状況（管理場所別）																
(略)	(略)																
(注意事項)	(注意事項)																

改正案	現行																		
<p>1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と分別して管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。</p> <p>2 「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は自己の固有財産と分別して管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び当該第三者が所在する国の国名を記載すること。なお、<u>受益証券を信託会社又は信託業務を営む金融機関</u>をして管理させている場合には、国ごと一括して受託銀行と記載すること。</p> <p>3 「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、<u>口座管理機関として管理している</u>場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。</p> <p>4 「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されているもの及び株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。</p> <p>5 「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。</p> <p>6 「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。</p> <p>(12-2) <u>対象商品デリバティブ取引関連取引に係る区分管理の状況</u> <u>(法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況)</u> ① <u>商品顧客区分管理信託の状況</u> <div style="text-align: right;">(単位：百万円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近差替計算基準日の商品顧客区分管理必要額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末日現在の商品顧客区分管理信託額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末日現在の商品顧客区分管理必要額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項) 「直近差替計算基準日の商品顧客区分管理必要額」の欄には、当期末現在における商品顧客区分管理信託額（商品顧客区分管理信託の信託財産に属する金銭の額をいう。2において同じ）の算出の基準となる差替計算基準日（第142条の5第1項第7号に規定する差替計算基準日をいう。）における商品顧客区分管理必要額（第142条の5第1項第6号に規定する商品顧客区分管理必要額をいう。）を記載すること。</p> ② <u>有価証券等の区分管理の状況</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">管理場所及び国名</th> <th style="width: 20%;">管理方法</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">数・額面金額</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> </p>		金 額	直近差替計算基準日の商品顧客区分管理必要額		期末日現在の商品顧客区分管理信託額		期末日現在の商品顧客区分管理必要額		管理場所及び国名	管理方法	区 分	数・額面金額	単 位						<p>1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と分別して<u>口座管理</u>している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。</p> <p>2 「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は<u>口座管理</u>している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び<u>国名</u>を記載すること。なお、<u>受益証券を受託銀行</u>をして管理させている場合には、国ごと一括して受託銀行と記載すること。</p> <p>3 「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、<u>社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関として口座管理</u>している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。</p> <p>4 「数・額面金額」の欄には、株券は株数（単位：千株）、受益証券は口数（単位：百万口）、債券及びその他は通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されているもの及び株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。</p> <p>5 「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。</p> <p>6 「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。</p> <p>(新設)</p>
	金 額																		
直近差替計算基準日の商品顧客区分管理必要額																			
期末日現在の商品顧客区分管理信託額																			
期末日現在の商品顧客区分管理必要額																			
管理場所及び国名	管理方法	区 分	数・額面金額	単 位															

改正案					現行				
-----	--	--	--	--	----	--	--	--	--

		株 券		
		債 券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		その 他		
		株 券		
		債 券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		その 他		
		株 券		
		債 券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		その 他		
		株 券		
		債 券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		その 他		

(注意事項)

- 1 当期末現在における法第43条の2の2の規定により自己の固有財産と区分して管理している有価証券等（第142条の3第3項に規定する有価証券等をいう。6において同じ。）及び口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と区分して管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。
- 2 「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は自己の固有財産と区分して管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び当該第三者が所在する国の国名を記載すること。なお、受益証券を信託会社又は信託業務を営む金融機関をして管理させている場合には、国ごと一括して受託銀行と記載すること。
- 3 「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。
- 4 「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券、倉荷証券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されて

改正案	現行
<p><u>いるものについては当該外国通貨の単位を、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては合理的な単位をもって記載すること。</u></p> <p>5 「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。</p> <p>6 「その他」の欄には、具体的な有価証券等の種類を記載すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

改正案	現行																											
別紙様式第十六号（第百八十七条関係） （日本工業規格 A 4） （略） 1～8 （略） 9 登録金融機関業務の状況 （略） <u>(10) 有価証券の分別管理の状況</u> （略） (注意事項) 1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関をいう。以下この様式において同じ。）として振替口座簿により自己の固有財産と分別して管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。 2 「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は自己の固有財産と分別して管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び当該第三者が所在する国の国名を記載すること。なお、 <u>受益証券（第130条第2項に規定する受益証券をいう。4及び(10-2)において同じ。）を信託会社又は信託業務を営む金融機関をして管理させている場合には、国ごと一括して受託銀行と記載すること。</u> 3 「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、 <u>口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。</u> 4 「数・額面金額」の欄には、 <u>受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されているものについては当該外国通貨の単位を、口数又は額面金額による記載が困難なものについては合理的な単位をもって記載すること。</u> 5 「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。 6 「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。 <u>(10-2) 対象商品デリバティブ取引関連取引に係る有価証券等の区分管理の状況</u>	別紙様式第十六号（第百八十七条関係） （日本工業規格 A 4） （略） 1～8 （略） 9 登録金融機関業務の状況 （略） <u>(10) 保護預り等有価証券の分別管理の状況</u> （略） (注意事項) 1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と分別して <u>口座管理</u> している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。 2 「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は <u>口座管理</u> している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び <u>国名</u> を記載すること。なお、 <u>受益証券を受託銀行をして管理させている場合には、国ごと一括して受託銀行と記載すること。</u> 3 「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、 <u>社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関として口座管理</u> している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。 4 「数・額面金額」の欄には、 <u>受益証券は口数（単位：百万口）、債券及びその他は通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されているもの及び口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。</u> 5 「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。 6 「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。 (新設)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">管理場所及び国名</th> <th style="width: 20%;">管理方法</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">数・額面金額</th> <th style="width: 25%;">単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td style="text-align: center;">債 券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受益証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉荷証券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">債 券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受益証券</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管理場所及び国名	管理方法	区 分	数・額面金額	単 位			債 券			受益証券			倉荷証券			そ の 他					債 券			受益証券			
管理場所及び国名	管理方法	区 分	数・額面金額	単 位																								
		債 券																										
		受益証券																										
		倉荷証券																										
		そ の 他																										
		債 券																										
		受益証券																										

改正案					現行
		倉荷証券			
		その他			
		債券			
		受益証券			
		倉荷証券			
		その他			
(注意事項)					
1 当期末現在における法第43条の2の2の規定により自己の固有財産と区分して管理している有価証券等（第142条の3第3項に規定する有価証券等をいう。6において同じ。）及び口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と区分して管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。					
2 「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は自己の固有財産と区分して管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び当該第三者が所在する国の国名を記載すること。なお、受益証券を信託会社又は信託業務を営む金融機関をして管理させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。					
3 「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。					
4 「数・額面金額」の欄には、受益証券については口数（単位：百万口）、債券、倉荷証券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されているものについては当該外国通貨の単位を、口数又は額面金額による記載が困難なものについては合理的な単位をもって記載すること。					
5 「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。					
6 「その他」の欄には、具体的な有価証券等の種類を記載すること。					
(略)					
(略)					

改正案	現行																					
別紙様式第十七号（第百八十八条第二号関係） （略） 1～4 （略） 5 顧客分別金信託状況表 （略） （注意事項） 1 顧客分別金必要額 顧客分別金必要額（第141条第1項第6号に規定する顧客分別金必要額をいう。以下この注意事項において同じ。）を各営業日ごとに記載すること。 2 顧客分別金信託額 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の額（以下この注意事項において「顧客分別金信託額」という。）を各営業日ごとに記載すること。 3 差替計算基準日 顧客分別金信託額の算出根拠となった日を記載すること。 4 差替計算基準日における顧客分別金必要額 差替計算基準日における顧客分別金必要額を記載すること。 5 差額 上記2と4の差額を記入すること。 6 不足理由 信託額差替日において、差額計算基準日における顧客分別金必要額に対し顧客分別金信託額が不足している場合及び顧客分別金信託契約（第141条第1項第1号に規定する顧客分別金信託契約）を解約又は一部解約した場合には、その理由を記載すること。 7 その他 顧客からの預り金その他これに準ずるものを預金として取り扱っている登録金融機関においては報告の必要はないものとする。 6 商品顧客区分管理信託状況表 報告計数の単位は、各表の指示に従うこと。なお、表示単位未満の端数については、特に指定がある場合を除き切り捨てること。 <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	別紙様式第十七号（第百八十八条第二号関係） （略） 1～4 （略） 5 顧客分別金信託状況表 （略） （注意事項） 1 顧客分別金必要額 顧客分別金必要額を各営業日ごとに記載すること。 2 顧客分別金信託額 顧客分別金として信託銀行等に信託している金銭残高を各営業日ごとに記載すること。 3 差替計算基準日 顧客分別金信託額の算出根拠となった日を記載すること。 4 差替計算基準日における顧客分別金必要額 差替計算基準日における顧客分別金必要額を記載すること。 5 差額 上記2と4の差額を記入すること。 6 不足理由 信託額差替日において、差額計算基準日における顧客分別金必要額に対し顧客分別金信託額が不足している場合及び顧客分別金信託額を解約又は一部解約した場合には、その理由を記載すること。 7 その他 顧客からの預り金等を預金として取り扱っている登録金融機関においては報告の必要はないものとする。 （新設）																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">月／日</th> <th style="width: 15%;">商品顧客区分管理必要額</th> <th style="width: 15%;">商品顧客区分管理信託額</th> <th style="width: 10%;">差替計算基準日 (月／日)</th> <th style="width: 15%;">差替計算基準日における商品顧客区分管理必要額</th> <th style="width: 10%;">差額</th> <th style="width: 15%;">不足理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">／1</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">／2</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月／日	商品顧客区分管理必要額	商品顧客区分管理信託額	差替計算基準日 (月／日)	差替計算基準日における商品顧客区分管理必要額	差額	不足理由	／1			／				／2			／				
月／日	商品顧客区分管理必要額	商品顧客区分管理信託額	差替計算基準日 (月／日)	差替計算基準日における商品顧客区分管理必要額	差額	不足理由																
／1			／																			
／2			／																			

改正案							現行
∠3			∠				
∠4			∠				
∠5			∠				
∠6			∠				
∠7			∠				
∠8			∠				
∠9			∠				
∠10			∠				
∠11			∠				
∠12			∠				
∠13			∠				
∠14			∠				
∠15			∠				
∠16			∠				
∠17			∠				
∠18			∠				
∠19			∠				
∠20			∠				
∠21			∠				
∠22			∠				
∠23			∠				

改正案							現行
／24			／				
／25			／				
／26			／				
／27			／				
／28			／				
／29			／				
／30			／				
／31			／				
<p>(注意事項)</p> <p>1 商品顧客区分管理必要額 商品顧客区分管理必要額（第142条の5第1項第6号に規定する商品顧客区分管理必要額をいう。以下この注意事項において同じ。）を各営業日ごとに記載すること。</p> <p>2 商品顧客区分管理信託額 商品顧客区分管理信託の信託財産に属する金銭の額（以下この注意事項において「商品顧客区分管理信託額」という。）を各営業日ごとに記載すること。</p> <p>3 差替計算基準日 商品顧客区分管理信託額の算出根拠となった日を記載すること。</p> <p>4 差替計算基準日における商品顧客区分管理必要額 差替計算基準日における商品顧客区分管理必要額を記載すること。</p> <p>5 差額 上記2と4の差額を記入すること。</p> <p>6 不足理由 信託額差替日において、差額計算基準日における商品顧客区分管理必要額に対し商品顧客区分管理信託額が不足している場合及び商品顧客区分管理信託契約（第142条の5第1項第1号に規定する商品顧客区分管理信託契約をいう。）を解約又は一部解約した場合には、その理由を記載すること。</p> <p>7 その他 顧客からの預り金その他これに準ずるものを預金として取り扱っている登録金融機関においては報告の必要はないものとする。</p>							